

改正派遣法に基づくマージン率について

公益財団法人
栃木県シルバー人材センター連合会

労働者派遣法23条第5条に基づき、令和4年度におけるマージン率を次のとおり公開いたします。

【マージン率の計算方法(小数点第2以下を四捨五入)】

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	別添のとおり
派遣先の数	別添のとおり
マージン率	別添のとおり
労働者派遣料金	別添のとおり
派遣期間中の派遣労働者の賃金	別添のとおり
教育訓練等に関する事項	安全衛生教育・接遇
派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の締結の有無	無
待遇決定方式	派遣先均等・均衡方式
マージン率の内訳	労災保険料 年次有給休暇賃金 事業運営費

令和4年度 派遣事業におけるマージン率等について

事務所名	派遣労働者数	派遣先数	マージン率	労働者派遣料金	派遣労働者の賃金
単位	人	社	%	円	円
宇都宮市	72	31	21.0	11,237	8,877
足利市	60	22	23.7	9,885	7,543
栃木市	102	11	23.3	9,984	7,654
佐野市	104	50	23.9	10,111	7,691
鹿沼市	85	33	24.2	9,675	7,330
日光市	20	11	23.7	10,372	7,912
小山市	27	11	24.8	9,627	7,243
真岡市	37	10	22.3	10,727	8,335
大田原市	81	29	24.2	10,313	7,820
矢板市	26	6	23.6	9,687	7,398
那須塩原市	48	15	24.2	9,886	7,491
さくら市	22	5	24.2	9,634	7,300
那須烏山市	37	13	24.7	10,270	7,735
下野市	12	6	21.8	10,620	8,306
上三川町	17	6	24.2	9,843	7,462
益子町	23	4	24.1	9,630	7,312
茂木町	22	3	22.5	9,901	7,672
市貝町	33	6	25.5	10,264	7,648
芳賀町	69	27	20.6	11,087	8,807
壬生町	7	3	23.3	9,489	7,282
野木町	104	26	21.2	10,217	8,050
塩谷町	26	4	24.2	10,650	8,068
高根沢町	2	3	24.2	9,724	7,368
那須町	16	9	23.6	10,616	8,116
那珂川町	32	18	24.2	10,859	8,228
連合会	0	0	0.0	0	0